

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 1 月 18 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

梅田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 17 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 0 経営体

個人 8 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在は、各農家がある程度の面積を耕作している。当面は現在の担い手などで離農者の農地を引き受け地域の農地を耕作していくが、将来は、低コスト化や作業効率の面から、地域内で集落営農組織の設立を目指していく。